

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 386 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 386 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 7 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 金融商品の時価に関する開示の検討①（開示の適用対象企業）

### 全般的な開示項目

2. 一般事業会社でもリスクの高い金融商品に投資するケースがあると考えられ、相応に金融商品を保有している企業は開示すべきであり、金融商品の事業目的上での重要性を開示の適用対象企業の判断基準にすることを見直すべきではないか。
3. 明確な省略規定がない限り、企業は開示を行う傾向にある。リスクの高い金融商品に投資する一般事業会社は極めて少数と考えられ、すべての企業を全般的な開示項目の適用対象企業とすることは、開示が膨大となり重要な事項が埋没するリスクがあるほか、作成コストがかかると考えられる。開示の適用対象企業を限定することは必要であり、業種はその検討の有効な入口となるのではないか。
4. 一般事業会社であってもグループ内に金融子会社を保有している会社であれば、レベル区分の残高情報などの全般的な開示項目を開示することも考えられる。一方、レベル 3 を対象とする開示項目については、業種で開示対象企業を限定することもあり得ると考えられる。
5. 全般的な開示項目については、すべての企業を適用対象企業として、レベル 3 を対象とする開示項目は金融機関を適用対象企業として想定した上で一旦開示項目の検討を行い、問題があると識別された場合には、適用対象企業等について見直すという進め方が良いのではないか。

### レベル 3 を対象とする開示項目

6. IFRS 第 9 号の検討と切り離して議論していることは理解するものの、仮に IFRS 第 9 号を導入した場合には時価評価の対象となる金融商品が異なると考えられ、その場合には、検討の方向性が変わる可能性があると考えられる。

## 金融商品の時価に関する開示の検討②（一般的な開示項目）

7. 利用者へのアウトリーチの結果を見る限り、レベル1とレベル2の差が重視されているように思われず、レベル1とレベル2を区分して開示すること及びレベル1とレベル2の間の振替に関する開示は不要ではないか。一般的な評価技法に基づいて算定した時価であれば、市場価格に基づく価額と区分する必要はないのではないか。
8. レベル1とレベル2の間の振替に関する開示の有用性は高くないと考えられ、当該開示を求める場合には、その有用性について説得力のある分析が必要であると考えられる。また、IFRS第13号の規定のみにより、レベル1とレベル2を区分する場合には、実務上、活発な市場の判断についてはレベル区分にもばらつきが生じる可能性が高いと考えられ、レベル1とレベル2の区分について実効性を高めるには、追加的なガイダンスが必要となるのではないか。

## 金融商品の時価に関する開示の検討③（レベル3を対象とする開示項目）

9. 期首残高から期末残高への調整表については、作成コストが大きいと考えられる。利用者からも残高の増減理由がわかれば良いとの意見もあることも踏まえ、作成コストに鑑みて、開示方法を工夫することについて検討すべきではないか。例えば、必ずしも表形式によらず、レベル3の残高の増減理由を文章で説明することも1つの方法ではないか。
10. 定量的な感応度分析については、米国会計基準で求められていない項目であり、この開示を求める場合には、説得力のある有用性の検討が必要であると考えられる。
11. 今回の時価に関する開示の検討に関連して、現行の金融商品に関する開示項目について、国際的な会計基準では開示が求められていないものがあると考えられる。今回の基準開発の取組みにおいて、開示項目の国際的な整合性を確認して、不要と考えられる項目について削除することも検討していただきたい。

以 上